特許庁 審查業務部 商標課商標審查基準室 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会 商標専門委員会

「商標審査基準」改訂案(平成 26 年特許法等の一部改正対応)に対する意見

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件に関し、当委員会の意見を下記のとおり申し述べます。ご査収の上、 よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

音の要素 (メロディー) のみからなる音商標の法第3条第1項第6号該当性について

「「商標審査基準」改訂案(平成 26 年特許法等の一部改正対応等)の概要について」によると、新しいタイプの商標の識別力について、「色彩のみからなる商標やメロディーのみからなる音商標については、原則として識別力を有しないこと」を改訂案に記載した旨明記されている。

この点、「色彩のみからなる商標」については、改訂案 34 頁に「色彩のみからなる商標は、第3条第1項第3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。」との記載があり、第6号の規定に該当することが明確であるが、メロディーのみからなる音商標については、同様の記載はなく、同頁 11.(3)(イ)乃至(=)において、例示的に6号の規定に該当する音が示されているに過ぎない。

音の要素(メロディー)のみからなる音商標について、第3条第1項第6号該当性が不明瞭であるため、明確に記載いただきたい。

以上

【連絡先】一般社団法人電子情報技術産業協会知的基盤部法務・知財グループ (阿部、大西、松尾)TEL 03-5218-1059e-mail: legal_ipr@jeita.or.jp